川崎市社会的養護自立支援事業実施要綱

平成30年３月30日29川ここ福第1005号（市長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市児童相談所長が児童福祉施設等に入所させた児童等に対し、社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年３月31日雇児発0331第10号。以下「国通知」という。）に基づき実施する川崎市社会的養護自立支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）児童等　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第６条の２第１項に規定する児童等及び法第33条の４第５号に規定する満20歳以上義務教育終了児童等をいう。

（２）退所　本市児童相談所長が法第27条第１項の規定により採った措置が解除されること及び法第33条の６第１項の規定による児童自立生活援助（同条第６項により満20歳以上義務教育終了児童等について同条第１項の規定が準用された場合を含む。以下「児童自立生活援助」という。）が行われなくなることをいう。

（３）本市児童相談所長　川崎市児童相談所条例（昭和46年川崎市条例第70号）に規定する児童相談所の長をいう。

（４）措置　本市児童相談所長が法第27条第１項の規定により児童福祉施設等に入所又は委託させること及び児童自立生活援助を行うことをいう。

（５）措置解除　措置を解除すること又は児童自立生活援助を行わなくなることをいう。

（６）入所　措置を採ること及び児童自立生活援助が行われることをいう。

（７）児童福祉施設等　法第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業、同条第８項に規定する小規模住居型児童養育事業及び法第６条の４に規定する里親並びに法第７条に規定する児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設をいう。

（８）大学等　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校をいう。

（９）中退者　措置解除後一般賃貸住宅等に居住し大学等に就学していたが疾病等によりやむを得ず中退し、中退後６か月の間にある者をいう。

(10) 入所児童等　本市児童相談所長の措置により児童福祉施設等に入所している者（措置が停止されている者を含む。）をいう。

(11) 退所者　満18歳に達した日以降に児童福祉施設等を退所した者をいう。

（本事業の実施体制）

第３条　本事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、本事業の一部を適切な運営を行うことができると認められる事業者に委託することができるものとする。

２　次条第４号に定める退所者への身元保証人等の確保に関する支援（以下「身元保証人等確保支援」という。）の事業運営は、国通知に基づき全国社会福祉協議会が実施するものとする。

（本事業の内容）

第４条　川崎市社会的養護自立支援事業の内容は、次の各号に定めるところによる。

（１）入所児童等への自立に向けた相談支援（以下「入所児童等相談支援」という。）

（２）退所者への自立した生活の継続のための相談支援（以下「退所者相談支援」という。）

（３）退所者への居住支援及び生活支援（以下「退所者居住支援等」という。）

（４）身元保証人等確保支援

（入所児童等相談支援の実施内容）

第５条　入所児童等相談支援の実施内容は、次の各号に定めるところによる。

（１）入所児童等のうち義務教育終了後の児童に係る継続支援計画の作成

（２）継続支援計画に基づく支援

（３）自立のために必要な情報の提供等

（４）自立に向けた生活に関する相談支援

（５）就労先となる職場の開拓及び就労に向けた相談支援

（６）その他対象者の自立に向けて必要な相談支援

（入所児童等相談支援の対象者等）

第６条　入所児童等相談支援は、原則として入所児童等のうち義務教育を終了した児童等（法第33条第１項の規定により一時保護を行われている児童等を含む。）を対象に、措置解除の日まで支援を実施するものとする。

２　入所児童等相談支援を受けている者が別の児童福祉施設等に措置変更された場合についても、関係機関が適切に連携を図りながら支援を継続するものとする。

３　入所児童等相談支援を受けている者が法第33条第１項に規定する一時保護を実施された場合についても、措置解除となるまで関係機関が適切に連携を図りながら支援を継続するものとする。

（入所児童等相談支援の実施方法）

第７条　入所児童等相談支援は、本市に相談窓口を設置し実施するほか、必要に応じ、対象者が措置されている児童福祉施設等において実施するものとする。

（退所者相談支援の実施内容）

第８条　退所者相談支援の実施内容は、次の各号に定めるところによる。

（１）退所者の状況の定期的な確認

（２）退所者に必要な情報の提供等

（３）退所した後の生活に関する相談支援

（４）退所した後の就労継続等に関する相談支援

（５）退所した後に就労を希望する者への相談支援

（６）その他対象者が自立した生活を継続するために必要な相談支援

（退所者相談支援の対象者等）

第９条　退所者相談支援は、原則として退所者（法第 33 条第１項に規定する一時保護を行われていた者を含む。）を対象とし、措置又は一時保護の解除日の翌日から５年間を実施期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、疾病等による休学その他やむを得ない事情により、同項に規定する支援の実施機関を超えて大学等に在学している場合には、卒業するまでの間、引き続き支援を行うことができるものとする。

（退所者相談支援の実施方法）

第 10 条　退所者相談支援は、本市に相談窓口を設置し実施するほか、必要に応じ、児童福祉施設等において実施するものとする。

（退所者居住支援等の実施内容）

第 11 条　退所者居住支援等の実施内容は、次の各号に掲げる支援の区分に応じ、当該各号に定める費用の支弁とする。

（１）居住支援　居住に係る費用の支弁

（２）生活支援　生活に係る費用の支弁

（退所者居住支援等の対象者等）

第 12 条　退所者居住支援等は、退所者のうち特に支援の必要性が高い者であって、退所後も児童福祉施設等で生活する者及び中退者を対象とし、措置解除日の翌日以降であって児童福祉施設等で生活を開始した日から満 22 歳に達する年度の末日までを支援の期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、疾病等やむを得ない事情による休学等により、前項に規定する支援の期間を超えて大学等に在学している場合には、卒業するまでの間、引き続き支援を行うことができるものとする。

（退所者居住支援等の申請方法等）

第 13 条　退所者居住支援等を受けようとする者は、退所者居住支援等申請書（第１号様式）により市長宛て申請を行うものとする。ただし、退所者居住支援等を受けようとする者から依頼を受けた場合には、児童福祉施設等の代表者が市長宛て申請を行うことができる。

（退所者居住支援等の認定等）

第 14 条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、申請者の支援を担当する本市児童相談所長（以下「担当児童相談所長」という。）に対し、退所者居住支援等状況確認書（第２号様式）の提出を求めるものとする。

２　担当児童相談所長は、申請者の状況及び児童福祉施設等の状況（申請者が中退者であるときを除く。）を確認し、第２号様式に意見を付して速やかに市長宛て提出するものとする。

３　市長は、申請内容の審査を行い、退所者居住支援等実施（不承諾）通知書（第３号様式）により審査結果等を申請者宛て通知するものとする。

４　前項の規定による通知は、申請者が児童福祉施設等に居住している場合には、居住する児童福祉施設等（以下「居住施設等」という。）を通じて行うものとする。

５　前条により申請を行った後に申請事項に変更があった場合には、申請者は、退所者居住支援等変更届出書（第４号様式）により、事由発生後 30 日以内に、市長宛て届出を行うものとする。

（退所者居住支援等に係る費用の支弁基準）

第 15 条　退所者居住支援等に係る費用の支弁基準は、別表に定めるところによる。

（居住支援及び生活支援に係る費用の支弁等）

第 16 条　第 14 条第３項の規定による審査の結果、退所者居住支援等の実施決定を受けた者（以下「支援決定者」という。）は、退所者居住支援等の終了後 30 日以内に、退所者居住支援等報告書（第５号様式）により退所者居住支援等の実施結果について市長宛て報告するものとする。ただし、支援決定者から依頼を受けた場合には、児童福祉施設等の代表者が市長宛て報告を行うことができる。

２　退所者居住支援等に係る費用の支弁は、支援決定者の請求により行うものとする。ただし、支援決定者が児童福祉施設等に居住する場合には、居住施設等の代表者の請求によるものとする。

（児童福祉施設等における居住支援の費用等）

第 17 条　第 15 条に規定する費用のうち居住支援に係る費用を居住施設等の代表者が受領したときは、居住施設等において支援決定者が生活するために必要な経費に充てるものとする。

（児童福祉施設等における生活支援の費用等）

第 18 条　第 15 条に規定する費用のうち生活支援に係る費用を居住施設等の代表者が受領したときは、支援決定者の指定する方法により支援決定者宛てその全額を交付するものとする。

２　居住施設等の代表者は、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要となるもので居住施設等において対応している費用のうち、対象者に負担させることが適当と認められるものについては、支援決定者のうち就学又は就労している者に限り、負担させることができる。

３　前項の規定により支援決定者に負担させる費用の額については、第６条第１項の規定により作成する継続支援計画に明確に規定するものとし、あらかじめ支援決定者に知らせ、同意を得なければならない。

４　前項に規定する額は、支援決定者の経済状況等に十分配慮した額とするものとする。

５　居住施設等の代表者は、第２項の規定により支援決定者に費用を負担させたときは、受領した金銭を適正に処理し、関連する諸帳簿を整備しなければならない。

（児童福祉施設等における支援等）

第 19 条　退所者居住支援等を行う児童福祉施設等においては、食事の提供など日常生活上の支援や金銭管理の指導、自立生活に関する相談等の支援を、支援決定者に対し適切に行うものとする。

（交付金の返還）

第 20 条　退所者居住支援等の支援決定者又は居住施設等の代表者が、虚偽その他不正な手段により退所者居住支援等に係る費用の交付を受けた場合には、市長は、期限を定めてその交付金の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

２　支援決定者又は居住施設等の代表者は、前項の返還命令を受けた場合には、応じなければならない。

（身元保証人等確保支援の実施内容等）

第21条　身元保証人等確保支援は、次の各号に定める種別ごとに身元保証又は連帯保証を実施するものとし、身元保証人等確保支援に係る保険料は、全国社会福祉協議会が送付する保証決定通知及び保証料請求書に基づき、次の各号に定める額を本市が全国社会福祉協議会へ支弁するものとする。

（１）就職時の身元保証　月額　880円

（２）賃貸住宅等の賃借時の連帯保証　月額　1,596円

（３）大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証　月額　880円

（身元保証人等確保支援の対象者等）

第22条　身元保証人等確保支援の対象者は、次の各号に定めるところによる。

（１）児童福祉施設等に入所している者又は退所した日から起算して２年以内に身元保証人等確保支援を開始できる日として全国社会福祉協議会が定める日までに身元保証人等確保支援の申請を行った者

（２）退所者居住支援等を受けている者又は退所者居住支援等の終了日から起算して２年以内に身元保証人等確保支援を開始できる日として全国社会福祉協議会が定める日までに身元保証人等確保支援の申請を行った者

（３）法第33条第１項の規定により一時保護を行われている児童等又は一時保護の解除日から起算して２年以内に身元保証人等確保支援を開始できる日として全国社会福祉協議会が定める日までに身元保証人等確保支援の申請を行った者

（４）法第23条第１項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除日から起算して２年以内に身元保証人等確保支援を開始できる日として全国社会福祉協議会が定める日までに身元保証人等確保支援の申請を行った者

（５）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「ＤＶ防止法」という。）第５条の規定により売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に保護されている者又は保護の解除日から起算して２年以内に身元保証人等確保支援を開始できる日として全国社会福祉協議会が定める日までに身元保証人等確保支援の申請を行った者

（６）ＤＶ防止法第３条第３項又は売春防止法第34条第３項の規定により一時保護を行われている者又は一時保護の解除日から起算して２年以内に身元保証人等確保支援を開始できる日として全国社会福祉協議会が定める日までに身元保証人等確保支援の申請を行った者

２　身元保証人等確保支援は、次の各号に掲げるところにより対象者の父母等が第21条各号に定める保証に係る保証人となることが適当でなく、次条に定める者が保証人となることが適当である者を対象に実施するものとする。

（１）父母等が死亡、行方不明又は逮捕拘留中となっている者

（２）父母等に心身の障害がある者

（３）父母等が経済的に困窮している者

（４）虐待等の理由により、父母等が保証人になることが適当でない若しくは協力を得られない者

（身元保証人等確保支援の対象となる保証人）

第 23 条　身元保証人等確保支援の実施に当たっては、次の各号に定める身元保証人等確保支援の対象となる者に応じて、それぞれ当該各号に定める者が保証人となるものとする。

（１）児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び婦人保護施設（以下「児童福祉施設」という。）へ措置された者又は保護された者　当該児童福祉施設の代表者

（２）里親又は小規模住居型児童養育事業者へ措置された者　当該里親若しくは小規模住居型児童養育事業者又は措置を行った本市児童相談所長

（３）児童自立生活援助事業を行われた者　当該児童自立生活援助事業の設置主体の代表者又は措置を行った本市児童相談所長

（４）就学者自立生活援助事業を行われた者　当該児童自立生活援助事業の設置主体の代表者

（５）法第 33 条第１項、ＤＶ防止法第３条第３項又は売春防止法第 34 条第２項の規定により一時保護を行われた者　当該一時保護を行った児童相談所長又は婦人相談所長

（６）第４条に規定する退所者居住支援等の対象者　当該児童福祉施設等の代表者又は設置主体の代表者

（保証範囲）

第 24 条　身元保証人等確保支援の対象となる保証範囲は、次の各号に定めるところによる。

（１）就職時の身元保証　被保証人が雇用主のためその業務を遂行するに当たり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証金

（２）賃貸住宅等の賃借時の連帯保証　賃貸住宅又は賃貸施設（以下「賃貸住宅等」という。）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証金

ア　家賃又は賃貸料及び共益費（以下「家賃等」という。）の支払い

イ　賃貸住宅等の修理又は現状回復の費用の支払い

ウ　賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い

エ　前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い

（３）大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証　被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など、教育機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証金

（保証期間）

第 25 条　身元保証人等確保支援における保証期間は、次の各号に定めるところによる。

（１）就職時の身元保証　保証期間は年度ごとに更新することができるものとし、原則として身元保証人等確保支援を開始した日から３年間までとする。ただし、本市が必要と認める場合には、保証期間

を最長で５年間まで延長することができる。

（２）賃貸住宅等の賃借時の連帯保証　保証期間は年度ごとに更新することができるものとし、原則として身元保証人等確保支援が開始した日から３年間までとする。ただし、本市が必要と認める場合には、保証期間を最長で４年間まで延長することができる。

（３）大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証　保証期間は年度ごとに更新することができるものとし、原則として当該教育機関における正規の就業年数の間とする。ただし、本市が必要と認める場合には、最長で５年間まで延長することができる。

（保証限度額）

第 26 条　身元保証人等確保支援における１件あたりの保証限度額は、次の各号に定めるところによる。

（１）就職時の身元保証　200 万円

（２）賃貸住宅等の賃借時の連帯保証　120 万円

（３）大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証　200 万円

（身元保証人等確保支援に係る保険料の支払）

第 27 条　身元保証人等確保支援における保険料は、全国社会福祉協議会から送付される保証決定通知及び保証料請求書に基づき、本市が支払うものとする。

（身元保証人等確保支援に係る保険料の返還）

第 28 条　身元保証人等確保支援における保険料の余剰額が生じた場合は、運営法人である全国社会福祉協議会はその額を返還するものとする。

（その他）

第 29 条　この要綱に規定するもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。ただし、第４条第１号、第５条第１号及び第２号並びに第６条から第 11 条までの規定については、平成 30 年６月１日から施行する。

(29 川ここ福第 1005 号市長決裁)

附　則

この要綱は、平成 30 年９月４日から施行し、平成 30 年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

（関係要綱の廃止）

２　川崎市身元保証人確保対策事業実施要綱（19 川健こ家第 855 号）は、平成 31 年３月 31 日付けで廃止する。

別表（第16条関係）

川崎市社会的養護自立支援事業居住支援及び生活支援に係る支弁費目一覧表

1　居住支援

	支援対象者の状況	居住施設等	単価	備考
1	就学・就労をしていない者	児童養護施設	1人当たり　月額285,000円	児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び自立援助ホームについては定員外で実施する場合に支弁することとし、定員内で実施する場合には居住支援の対象外とする。
		児童心理治療施設	1人当たり　月額415,000円	
		児童自立支援施設	1人当たり　月額399,000円	
		自立援助ホーム	1人当たり　月額235,000円	
		里親	1人当たり　月額　86,000円 ただし、2人目以降の対象者については、1人当たり　月額43,000円	
		ファミリーホーム	1人当たり　月額181,000円	
2	大学等に就学している者	児童養護施設	1人当たり　月額285,000円	
		児童心理治療施設	1人当たり　月額415,000円	
		児童自立支援施設	1人当たり　月額399,000円	
		里親	1人当たり　月額　86,000円 ただし、2人目以降の対象者については、1人当たり　月額43,000円	
		ファミリーホーム	1人当たり　月額181,000円	
3	就労している者	児童養護施設	1人当たり　月額285,000円	
		児童心理治療施設	1人当たり　月額415,000円	
		児童自立支援施設	1人当たり　月額399,000円	
		自立援助ホーム	1人当たり　月額235,000円	
		里親	1人当たり　月額　86,000円	

	支援対象者の状況	居住施設等	単価	備考
			ただし、2人目以降の対象者については、1人当たり　月額43,000円	
		ファミリーホーム	1人当たり　月額181,000円	
4	中退者	―	1人当たり　月額50,000円以内の実費	支給期間は 6 か月分を限度とする。

2　生活支援

	支援対象者の状況	居住施設等	単価	備考
1	就学・就労をしていない者	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 自立援助ホーム 里親 ファミリーホーム	一般生活費 1人当たり　月額50,540円 児童用採暖費 1人当たり　月額1,340円 （10月分から翌年3月分に限る）	
2	就労している者	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 自立援助ホーム 里親 ファミリーホーム	児童用採暖費 1 人当たり　月額 200円 （10月分から翌年3月分に限る）	
3	大学等に就学している者	児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 自立援助ホーム （児童用採暖費に限る） 里親 ファミリーホーム	一般生活費 1人当たり　月額11,020円 児童用採暖費 1人当たり　月額200円 （10月分から翌年3月分に限る）	
4	中退者	―	一般生活費 1人当たり　月額50,000円 児童用採暖費 1人当たり　月額1,340円 （10月分から翌年3月分に限る）	支給期間は 6 か月分を限度とする。

第１号様式

退所者居住支援等申請書

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

申請者　　氏　　名　　印

生年月日

住　　所

電話番号

※措置解除後の住所及び電話番号を記載

里親・児童福祉施設等の代表者

氏　　名（施設名）

印

住　　所

電話番号

川崎市社会的養護自立支援事業実施要綱第４条第３号に定める退所者居住支援等を受けることを希望するため、必要書類を添付し申請します。

措置されていた里親・施設等の名称		
措置解除の日		
退所者居住支援等の対象期間		
申請額	居住支援	単価　　円×　　月＝　　円
	生活支援	単価　　円×　　月＝　　円
	計	円
就労・進学状況（予定を含む。）		１　大学、専修学校、高等専門学校等へ就学 ２　就労 ３　その他（　　）

＜添付書類＞

就学の場合は、通学する大学等が確認できる合格通知書等の写し

就労の場合は、就職先が確認できる内定通知書等の写し

第２号様式

退所者居住支援等状況確認書

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

児童相談所長　　印

川崎市社会的養護自立支援事業実施要綱第 14 条の規定に基づき、次の通り確認しましたので送付します。

対象者の氏名及び生年月日	氏名 生年月日
措置されていた里親・施設等の 名称及び措置解除日	里親・施設等 措置解除日
継続して居住しようとする里親・施設等の承諾状況	
対象者の就労･進学状況（予定を含む。）	１　大学、専修学校、高等専門学校等へ就学 ２　就労 ３　その他（　　）
居住支援及び生活支援の必要性	

第３号様式

退所者居住支援等実施（不承諾）通知書

年　　月　　日

様

川崎市長　　印

川崎市社会的養護自立支援事業実施要綱第 14 条の規定に基づき、次の通り決定しましたので通知します。

<table>
<tr><td colspan="2">対象者の氏名及び生年月日</td><td>氏名
生年月日</td></tr>
<tr><td colspan="2">決定内容</td><td>１　居住支援及び生活支援を実施
２　居住支援を実施
３　不承諾</td></tr>
<tr><td colspan="2">決定理由等</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">決定額</td><td>居住支援</td><td>円</td></tr>
<tr><td>生活支援</td><td>円</td></tr>
<tr><td>計</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td></td></tr>
</table>

（備考）

１　申請内容に虚偽事項等があった場合その他不正な手段により退所者居住支援等に係る費用の交付を受けた場合には、市長は、期限を定めてその交付金の全部又は一部を返還するよう命ずるものとします。支援決定者又は居住施設等の代表者は、市長から返還命令を受けた場合には、応じなければなりません。

２　上記の決定額は、社会的養護自立支援事業居住支援等申請書に記載いただいた内容に基づき、現時点での制度内容により算定したものです。本通知の発出後に決定額に変更があった場合には別途通知します。

第４号様式

退所者居住支援等変更届出書

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

申請者　　氏　　名　　印

生年月日

住　　所

電話番号

※措置解除後の住所及び電話番号を記載

里親・児童福祉施設等の代表者

氏　　名（施設名）

印

住　　所

電話番号

川崎市社会的養護自立支援事業実施要綱第４条第３号に定める居住支援及び生活支援に係る申請について、申請事項に変更があったため、川崎市社会的養護自立支援事業実施要綱第 14 条第５項の規定により届出を行います。

変更事項	１　住所又は電話番号 ２　就労・進学状況 ３　継続して居住しようとする期間 ４　その他（　　）
変更後の状況	

＜添付書類＞

新たに就学した場合は、通学する大学等が確認できる合格通知書等の写し

新たに就労した場合は、就職先が確認できる内定通知書等の写し

第５号様式

退所者居住支援等報告書

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

申請者　　氏　　名　　印

生年月日

住　　所

電話番号

※措置解除後の住所及び電話番号を記載

里親・児童福祉施設等の代表者

氏　　名（施設名）

印

住　　所

電話番号

川崎市社会的養護自立支援事業実施要綱に定める退所者居住支援等の実施結果について、同要綱第 16 条第１項の規定により報告します。

支援決定者の氏名	
対象期間	年　　月から　　年　　月
対象者の就労・進学状況	１　大学、専修学校、高等専門学校等へ就学 ２　就労 ３　その他（　　）
居住支援に係る費用	単価　　円×　　月＝　　円
生活支援に係る費用	単価　　円×　　月＝　　円
合計	円

担任	係長	課長

検　査　確　認　書

川崎市社会的養護自立支援事業実施要綱による業務が適正に実施されたことを確認しました。

検査実施日　　年　　月　　日

検査員　　印